

〒 160-0022
東京都新宿区新宿 1-29-8
公衛ビル内
公益社団法人

2022 年 4 月 6 日

日本産業衛生学会産業看護部会
事務局「会報」ご担当者様

公益信託 産業保健研究奨励基金
芝 159-募集案内No.6-6

公益信託 産業保健研究奨励基金
受託者 三井住友信託銀行

公益信託 産業保健研究奨励基金
「大久保利晃産業保健研究奨励賞」募集要項掲載のお願い

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では一般財団法人労働衛生会館様の篤志をお受けして、2021年4月、産業保健分野で活躍する若手産業保健専門家を表彰して褒賞金を授与することで若手産業保健専門家の育成に資することを目的とした公益信託を厚生労働省の許可を受けて設定いたしました。

皆様のご理解とご協力により、2021年度は事業開始初年度にもかかわらず多数のご応募をいただくことができ、計9名の方に総額400万円の褒賞金を贈呈することができました。改めてご協力に感謝申し上げます次第です。

つきましては、本年も下記の通り募集要項等を同封いたしましたので、昨年同様当基金設定の趣旨を広く周知していただき、多数の応募に繋げられるよう、貴誌へのご掲載をお願いするものです。

どうぞ当基金の趣旨にご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 公益信託産業保健研究奨励基金設定趣意書
2. 2022年度「大久保利晃産業保健研究奨励賞」募集要項
3. 同 受賞者推薦書

以上

公益信託産業保健研究奨励基金

設定趣意書

財団法人労働衛生会館は、1950年に日本で初めての制度であった衛生管理者を養成すると同時に、当時劣悪な状況にあった労働衛生環境を改善し労働者の健康を守るために、当時の労働大臣 保利茂氏の懇請に基づき、山元春次氏による私財の提供と協力により、労働省所管の公益法人として設立されました。爾来、全ての事業は前理事長である山元春次氏ならびに現理事長である山元雅裕の私財によって賄われ、約4,500名の衛生管理者を養成するなど70年以上に亘って労働衛生環境の改善に尽力して参りました。その後、公益法人改革関連法に基づき、2012年5月1日付で「一般財団法人労働衛生会館」として移行認可を受け、今日に至っております。

そうした中、当財団は日本のみならず国際的にも産業医学会の重鎮である元産業医科大学学長、同大学名誉教授である大久保利晃氏とともに将来の産業保健分野を牽引する若手専門家を育てるために過去30年以上に亘り協力して研究活動等に対する支援事業を行ってきた経緯にあります。

今般、近年のAIや情報通信技術の活用、働き方改革などにより急速に多様化する産業構造、労働環境に対応し、今後の企業活動発展に資するためには、益々効果的な産業保健活動が不可欠になるとの認識に基づき、産業保健分野において独創的な活躍をしている者、あるいは今後活躍が期待される者に研究奨励金を贈り、若手産業保健専門家の育成に資することを目的として公益信託を設定することといたしました。

なお、研究奨励金の名称は、わが国の産業保健分野の先駆者である大久保利晃氏の氏名を顕彰し「大久保利晃産業保健研究奨励金」と致します。

本公益信託により、いささかなりとも社会に貢献できるものがあれば、設定者の喜びとするところであります。

令和 3年 4月 9日

公益信託産業保健研究奨励基金
委託者 一般財団法人 労働衛生会館
理事長 山元 雅裕

公益信託 産業保健研究奨励基金

2022年度「大久保利晃産業保健研究奨励賞」募集要項

1. 趣旨

この公益信託は、近年の AI や情報通信技術の活用、働き方改革などにより急速に多様化する産業構造、労働環境に対応し、今後の企業活動発展に資するためには、益々効果的な産業保健活動が不可欠になるとの認識に基づき、産業保健分野において独創的な活躍をしている者、あるいは今後活躍が期待される者を表彰して褒賞金を授与する。

2. 褒賞内容

「大久保利晃産業保健研究奨励賞」

| | |
|-------|--|
| 対象内容 | 日本国内における優れた産業保健活動、または、産業保健分野に係る研究で、産業保健に関連する学協会や安全衛生大会等で公表された論文や発表等の客観評価可能な業績。 |
| 受賞対象者 | 産業保健分野における優れた活躍により、担当集団における産業保健活動の向上への寄与が大きいと認められる、もしくは今後産業保健活動への寄与が期待される若手産業保健実践家または研究者で以下の条件に合致するもの。 ・応募時 45 歳以下の日本在住の者で、産業医、産業歯科医、産業保健師・看護師（学会認定専門家が望ましい）、産業衛生技術者（作業環境測定士を含む）、労働衛生コンサルタント、労働衛生工学コンサルタント、衛生管理者、衛生工学衛生管理者、産業保健研究者、あるいはこれと同等の実績のある者。 ・現在も現役で活動している者。（教授・准教授並びにそれに相当する職に該当する者は除く） |
| 賞金額 | 1 件当たり原則として 50 万円、総額 400 万円以内 |

3. 募集期間

2022 年 7 月 1 日（金）～2022 年 11 月 30 日（水）（必着）

4. 応募方法・提出書類

申請書は下記照会先記載の URL から推薦用紙をダウンロードし（お電話でのご請求も承ります）、必要事項を記入し（自薦可）、評価の対象となる業績のコピー 8 部、資格・受賞歴についてはその取得を証するコピー 1 部を添えて、下記提出先へご郵送下さい。

5. 選考方法及び結果通知

募集締切り後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、2023 年 2 月頃（予定）にその結果を書面にてお知らせします。受賞者は別途ご案内する授与式（2023 年 3 月予定）にご出席願います。

6. その他

- 褒賞金は、指定の銀行口座等（本人名義限定）へお振り込みします。
- 褒賞金に用途の制限はありませんが、今後の研究にお役立てください。
- 偽りその他不正な手続により褒賞金の交付を受けた場合には、授与した褒賞金は返還して頂きます。
- 当基金の受賞実績がある方は、ご応募いただけません。

【 応募書類の提出先・照会先 】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
産業保健研究奨励基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時） FAX 03-5232-8919

申請書掲載 URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>

| | | | |
|---------|--|----------|----|
| 受付 日 | | 受付 番号 | 褒- |
|---------|--|----------|----|

大久保利晃産業保健研究奨励賞受賞者推薦書

掲題公益信託による「大久保利晃産業保健研究奨励賞」の受賞候補者について、下記のとおり推薦いたします。
 なお、この書類記載の受賞候補者の氏名・住所等の個人情報については、受賞審査等に利用することについて同意を得ています。

また、私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

年 月 日

※自薦の場合は、推薦者欄は記入不要です。

| | | | |
|-------------|-----------------------|------------|--|
| 推薦者 氏名 | 印 | 所属組織 役職 | |
| 所属組織 所在地 | 〒 TEL () メールアドレス: | | |

| | | | | | | |
|--|-----|-----------------------|------|-------------------------------|----------|-------------------------------|
| 受賞候補者 | 氏名 | (フリガナ) | 生年月日 | 年 月 日 (満 才) *45歳以下であること | 性別 | 男・女 |
| | 住所 | 〒 TEL () メールアドレス: | | | | |
| 所属組織 | 名称 | | 部局 | | 役職 学位 | *教授・准教授並(因にそれに相当する職に該当する者を除く) |
| | 所在地 | 〒 TEL () メールアドレス: | | | 受賞対象資格 | |
| 略歴 (西暦年月、で高校卒業から記載。資格取得、受賞歴があれば記載。) | | | | | | |

《銀行使用欄》

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| 精査印 | | 登録印 | |
|-----|--|-----|--|

受賞候補者氏名

受賞対象となる業績のタイトル

受賞業績の概略（2000字以内で、項目を分割して記載）

1. 背景

(記載例)

(産業保健実践活動の場合) 産業保健活動に関するyの課題について、.....

(産業保健研究の場合) 物質Xによる健康影響が発生し、.....

2. 対象・方法等

3. 結果・成果等

4. 産業保健研究・産業保健活動における貢献等

受賞対象業績の概略

受賞対象業績論文または発表

【記載例】

<学術雑誌> 著者名、表題、雑誌名、発行年（西暦）；巻：頁・頁

<発表> 著者名、表題、発表学会等名、開催年、開催場所

(受賞対象と関連のない業績は記入不要です)

受賞対象業績に
関連する他の業績

(提出時は赤字注意書きを削除して下さい)

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為